

# 令和2年度 アーチェリー場利用認定会 申込書

※1 ※印はプラザ利用証をお持ちの方は記入不要。一般利用の方は記入をお願いします。

※2 大会申請の方は、「希望認定」の距離と□大会申請に印をつけ、条件に合った記録を添付してください。

※3 下記「認定会申込者及びアーチェリー場利用者の皆様へ」を必ず一読し、同意の上で申し込みください。

ふりがな			年齢	認定会当日現在
氏名	(男・女)			歳
※住所	〒			
※連絡先	TEL:	E-mail:		
現在の認定	・なし ・5m ・10m ・18m ・30m ・50m ・70m ・認定切れ			
希望認定	・10m ・18m ・30m ・50m ・70m □大会申請			
利用証番号	番号( ) 一般(利用券利用者)	認定番号	認定有効期限	年 月
使用弓具	リカーブ                      コンパウンド                      ベアボウ			

## 認定会申込者及びアーチェリー場利用者の皆様へ

当館アーチェリー場を利用する方は、安全に利用するために、下記の内容に同意したものとします。

- 1 全日本アーチェリー連盟の安全規程を遵守すること。
- 2 アーチェリーを行射するにあたり、使用方法によっては大変危険な飛び道具となりうることを理解し、事故防止と安全確保に努め、ルールを遵守し、危険と思われる行為は絶対にしないこと。
- 3 他者(対職員・対利用者)を尊重し、またアーチェリー場内においてふさわしくない行動(暴言や暴力、差別等)をしないこと。
- 4 アーチェリー場を利用するにあたり、プラザ職員から指示があった場合はその指示に従い、安全に利用すること。
- 5 日頃から健康状態について、自己管理を行い、プラザ利用についても自己で責任を持つこと。また、健康状態が芳しくない場合は、利用をしないこと。
- 6 使用弓具の保管責任・保安管理に努めるとともに、使用前後の点検確認を常時行い、自らの責任において弓具の管理をしなければならない。
- 7 的台(畳)から矢を外した場合は、その時点で行射を中止し、原因を究明すること。原因が判明するまで行射は控えること。行射再開後、再度矢を外した場合は、距離を短くすること。
- 8 矢の紛失については、アーチェリー場利用者全員で捜索し、どうしても見つからない場合は、やむをえず利用を再開するが、矢を紛失した方が利用を続ける場合には、行射距離を短くすること。

※上記内容を遵守できない場合は、認定証の失効やアーチェリー場の利用の中止又は禁止を命じる場合があります。

群馬県立ふれあいスポーツプラザ館長 あて

令和 年 月 日 氏名

本紙に記載されている個人情報は、プラザ事業目的以外には使用致しません。

申込受付日: 令和 年 月 日(受付者: )